

十勝教育研修センター指導員設置規則

〔平成7年4月1日〕
〔教育委員会規則第3号〕

(設置)

第1条 十勝教育研修センター（以下「研修センター」という。）の研修事業推進のため研修センター指導員（以下「指導員」という。）を置く。

(職務)

第2条 指導員は、教育委員会の命を受けて、次の職務を行う。

- (1) 研修事業の計画に関すること。
- (2) 研修事業の指導に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、研修事業の推進に必要な事項。

(委嘱)

第3条 指導員は、教育委員会が委嘱する。

(定数)

第4条 指導員の定数は11人とする。

(任期)

第5条 指導員の任期は1年とし、再任することができる。ただし、補欠の指導員の任期は前任者の残任期間とする。

(費用弁償)

第6条 指導員が職務のため旅行したときには、一般職職員の例により旅費を支給する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。